

令和4年度 第1回 安平町地域公共交通会議 議案

(兼 安平町地域公共交通協議会)

令和4年6月9日(木) 13:30~
安平町役場総合庁舎 大会議室

～会議次第～

1 委嘱状交付

- [4月1日付け委嘱（以下、名簿順）] [P 2]
(変更)・北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課長主幹
・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長
・北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室地域調整課長
・北海道警察札幌方面苫小牧警察署交通第一課長

2 議 事

- (1) 令和3年度の循環バス等の運行実績について [報告] [P 3]
①循環バス
②デマンドバス
- (2) 令和3年度安平町地域公共交通協議会の決算報告について [報告] [P 4]
- (3) 安平町地域公共交通計画（案）について [協議] [P 6 及び別冊]
- (4) 令和4年度の地域公共交通対策事業について [報告] [P 7]
①安平町の地域公共交通対策事業について
②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について（公共交通関係分）
③室蘭線活性化連絡協議会事業について
④令和4年度安平町地域公共交通協議会の予算について
- (5) 循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について [協議] [P 9]

3 その他

安平町地域公共交通会議 委員名簿
安平町地域公共交通協議会

令和4年4月1日現在（委員変更）

任期：[交通会議] 令和2年9月12日～令和4年9月11日

[協議会] 令和3年4月 7日～令和4年9月11日

区分	役職	所属・役職名	氏名
町長が指名する者	会長	安平町副町長	田中一省
室蘭運輸支局長が指名する者	副会長	室蘭運輸支局首席運輸企画専門官	
北海道胆振総合振興局長が指名する者	委員	北海道胆振総合振興局地域創生部 地域政策課 主幹（地域調整）	
あつまバス株式会社の代表	委員	あつまバス株式会社営業部営業課次長	
有限会社追分ハイヤーの代表	委員	有限会社追分ハイヤー代表取締役	
北海道旅客鉄道株式会社の代表が指名する社員	委員	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 地域交通改革部専任部長	
地域住民の代表	委員	安平町追分地区町内会連合会 会長	
	委員	安平地区連合自治会 会長	
	委員	早来地区自治会連合会 会長	
	委員	遠浅地区自治連絡協議会 会長	
	委員	安平町老人クラブ連合会 副会長	
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表	委員	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会 議長代理	
道路管理者が指名する職員	委員	北海道開発局室蘭開発建設部 苦小牧道路事務所長	
	委員	北海道胆振総合振興局室蘭建設管理 部事業室 地域調整課長	
北海道警察札幌方面苦小牧警察署長が指名する職員	委員	札幌方面苦小牧警察署 交通第一課長	
学識経験者	委員	苦小牧工業高等専門学校 創造工学科(都市・環境系) 教授	
交通会議が必要と認める者	委員	安平町商工会 会長	

議事（1）

令和3年度の循環バス等の運行実績について

①循環バス（事業主体：安平町）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和3年度	336	230	270	363	307	254	423	392	457	319	287	347	3,985

*前年度比 … +419人 (+11.7%)

*寸評 … 新型コロナウイルスの影響をほぼ全期間受けていた令和2年度に比べ、1割程度盛り返しているが、令和元年度比では依然2割落ち込んでいる状況。
(R元：5,026人)引き続き、車内パーテーションや消毒液の設置などの感染症対策を講じながら、地区間を跨ぐ移動ニーズに応えていく。

②デマンドバス（事業主体：安平町商工会）

（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
全利用者	383	240	230	290	280	223	349	338	343	227	233	285	3,421
追分地区	172	111	98	145	103	90	154	141	119	92	109	154	1,488
子ども	0	5	0	15	5	0	30	23	16	6	0	0	100
早来地区	211	129	132	145	177	133	195	197	224	135	124	131	1,933
子ども	0	2	0	16	9	0	19	5	17	8	0	0	76

*表の見方 … 追分地区+早来地区=全利用者 子どもの人数は各地区利用者数の内数

*前年度比 … △583人 (△15%) [追分地区△603人(△29%)、早来地区+20人(+1%)]

*寸評 … 追分地区的利用者減が顕著。追分地区の人口減少等に伴い、デマンドバスを必要とする総数の減少が理由の一つに考えられる。引き続き、車内パーテーションの設置や換気の励行などの感染症対策を講じながら、小地区内の移動ニーズ（交通空白域の解消等）に応えていくが、地域公共交通計画でも掲げるとおり、大きな見直しが必要な時期に来ている。

参考：デマンドバス利用登録状況（令和4年3月末現在）

世帯数 () 内は前年度末比	登録者数 () 内は前年度末比
633世帯 (+22)	866人 (+26)

(世帯数・登録者数は転出者や死亡者等を含む平成25年度からの累計数)

議事（2）

令和3年度安平町地域公共交通協議会の決算報告について

当協議会における令和3年度の收支決算について、下記のとおり報告いたしますので、委員の承認を求めます。

記

①収支決算書

別添、令和3年度決算書のとおり。

【歳入に関する説明】

- * 地域公共交通計画の策定に係る必要経費に対して、国庫補助1,220千円の支援を受けています。
- * 必要経費から国庫補助を受けた差分(約4,533千円)を町補助金で賄っています。

【歳出に関する説明】

- * 地域公共交通計画策定支援業務の委託額について、当初の予算では5,940千円としておりましたが、プロポーザル方式による受託者選定及び見積合わせにより、5,720千円(△220千円)が決算額となっています。
- * 住民意見交換会におけるテーブルマネージャーへの協力謝礼金について、一部の会場において参加者が見込みより少なかったため、稼働人数の減により、予算額72千円に対して30千円が決算額となっています。テーブルマネージャーには、地域おこし協力隊の方々にご協力いただきました。

②会計監査報告

あつまバス株式会社　　監事より、ご報告いただきます。

安平町地域公共交通協議会 令和3年度決算書

(1) 歳入

款	項	目	予算額	決算額	説明
1 据助金	1 据助金		6,012,000	5,752,605	
			6,012,000	5,752,605	
		1 据助金	6,012,000	4,532,605 1,220,000	町據助金 国據助金
2 繰越金	1 繰越金		0	0	
			0	0	
		1 繰越金	0	0	
3 諸収入	1 諸収入		0	35	
			0	35	
		1 諸収入	0	35	預金利子
歳入合計		6,012,000	5,752,640		

(2) 歳出

款	項	目	予算額	決算額	説明
1 運営費	1 会議費		0	0	
			0	0	
		1 会議費	0	0	地域公共交通会議と 合同開催のため
	2 事務費		0	0	
		2 事務費	0	0	地域公共交通会議と 合同開催のため
2 事業費	1 事業費		6,012,000	5,752,640	
			6,012,000	5,752,640	
		1 事業費	6,012,000 (5,940,000)	5,752,640	計画策定支援業務委託 5,720,000 上記振込手数料 880
			(72,000)		住民ヒア運営謝礼 30,000 上記振込手数料 1,760
3 予備費	1 予備費		0	0	
			0	0	
		1 予備費	0	0	
歳出合計		6,012,000	5,752,640		

出納帳及び収支証拠書類等を監査し、適切に処理されていたことを確認しました

令和4年5月25日

監事 あつまバス株式会社

追分地区町内会連合会

議事（3）

安平町地域公共交通計画（案）について

これまで当協議会において計画の骨子等を用いて検討を進めてまいりましたが、このたび計画（案）として取りまとめましたので、委員の承認を求めます。

記

①これまでの経過

令和3年6月	第2回協議会にて、策定方針や作業工程を説明
令和4年1月	第3回協議会にて、計画骨子を説明、意見聴取
3月	第4回協議会（書面開催）にて素案概要を配布 パブコメと同時に委員意見募集することを通知
4月	パブリックコメントを実施（意見提出なし）

②計画の概要

- * この計画は、安平町地域公共交通網形成計画（平成29年度～令和3年度）に続く、第2期計画（令和4年度～令和8年度）となります。
- * この計画は、安平町における公共交通を網羅した内容としていますが、最大の課題は、鉄道とハイヤーにあると認識しています。
- * その解決に向けた施策等は計画書に記載のとおりですが、例えば、乗客の減少対策については、地域内中心から観光者も含めた広域にも拡大して利用促進等を図ることの検討、ハイヤーやデマンドバスの課題に対しては、新しい制度であるハイヤーの相乗り化、あるいは早来地区におけるデマンドバスのフルデマンド化など、抜本的な見直しを検討し、「人の生活を中心置いた最適化」を交通事業者の方々と協議検討を進め、改善を図っていく内容としています。
- * これら計画の推進に当たっては、当協議会を構成する住民の代表や交通事業者、行政等の関係者が互いに主体的に連携・協働し、計画を具現化していくことが不可欠となります。この5年間が住民・交通事業者がお互いにとって良いものになるよう、ご審議をお願いします。

③今後の予定

- 令和4年6月 9日 協議会で計画策定完了承認（予定）
- 6月23日～ 安平町議会定例会にて行政報告
- 以降、計画書P87のとおり、毎年「小さなPDCA（改善等）」を実施。5年後に「大きなPDCA（検証等）」を実施し、実効性のある計画としていきます。

議事（4）

令和4年度の地域公共交通対策事業について

①安平町の地域公共交通対策事業について

安平町地域公共交通計画に基づく各種施策・事業の推進

* 計画に基づく事業実施に向けた関係者間による具体的協議開始（～9月）

・「鉄道のあるまち・暮らし」の見える化など、連携と協働による守り育てる取組

・早来地区ハイヤー空白状態、デマンドバスの需要減の対策

・「守るだけでは残らない」事業者と住民の互恵を念頭に置いた事業の具体的検討

* 循環バスの運行継続（運行4年目）

* 安平町内の公共交通全てで使用可能な共通回数乗車券の発行継続、

券購入額の10%分をポイントあびらに付与継続

* 鉄道等利用促進活動費助成事業の実施（新型コロナ臨時事業から位置づけ変更）

* ノーマイカー運動の実施継続

* 運転免許自主返納者支援事業の実施継続 ほか別添のとおり

②新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について（公共交通関係分）

* 感染拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業（ハイヤー運賃半額補助等）の継続実施（参考：令和3年度運賃補助件数 7,422件～前年度比+15%）

③沿線連携による室蘭線利用促進事業について（室蘭線活性化連絡協議会事業）

* 施策・事業については、総会開催後に別途共有します。

* 新型コロナウイルスの影響等により、室蘭線の輸送密度は減少を続けており大変厳しい状況となっているが、年間10億円を超える民間による公共的事業を住民生活やまちづくりに活かさない手はないとの考えのもと、オール北海道はもとより、室蘭線沿線市町及び安平町独自でも利用促進を図っていく考え。

④令和4年度安平町地域公共交通協議会の予算について

* 令和4年度については、協議会事業の予定がありませんので、収支ともに予算額の計上はありません。補正予算の必要が生じた際には、都度お諮りします。

* 法改正及び国庫補助交付要綱に従い、令和5年度会計からは、循環バスに対するブリーダー補助金を協議会で受領（収支予算を計上）することが予定されています。

令和4年度 安平町地域公共交通対策関連事業の概要

R4. 4月現在

計画策定期前：安平町地域公共交通網形成計画(計画期間：H29～R3)に基づき施策・事業を推進

計画策定期後：安平町地域公共交通計画(計画期間：R4～R8)に基づき施策・事業を推進

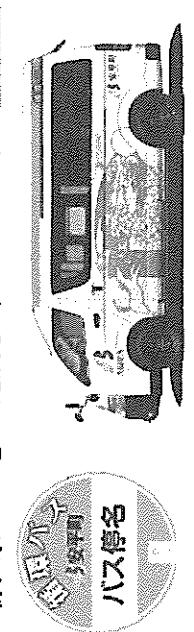
基本理念△歴史ある鉄路の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用し、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す
基本方針△移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な公共交通の実現
基本目標△1幹線の利用促進と維持改善 2きめ細かい支線の機能強化 3自由度の高い町内交通の振興 4横断的な利用促進策による活性化

▶計画実現へ具体的協議開始

新規

R5実施に向け膝詰め協議（計画期間：R4～R8）
・「鉄道のあるまち・暮らし」の見える化等守り育てる取組
・早来地区ハイヤー空白やデマンドバスの需要減対策
・「守るだけでは残らない」事業者と住民の互恵事業検討

▶「循環バス」の運行 (H31.4～)



【循環バス導入の再編効果等】
・重複2路線を廢止し、従来機能も踏まえた新規路線に
・週4日→平日週5日運行に。1日4便→10便に。
・他交通モードとのサービス・運賃バランス(定額200円)
・ただ1時間毎に走らせるのではなく、どんな人がどんな
目的のために乗るかを具体的に想定した時刻・経路
・JR追分駅及び早来駅で、鉄道や幹線バスとの接続
・自由乗降区間の設定による利便性向上
・右記ソフト事業と連携した総合力・相乗効果を期待

▶JR石勝線代替輸送 町負担で継続

▶デマンドバスのスマホ予約アプリ

▶「MONET」バス予約の利用推進

▶新型コロナ対応臨時交付金事業

▶感染防止ハイヤー一運賃半額補助

▶公共交通全体の利用促進策の展開

(総合時刻表の配布、共通回数乗車券の発行等)

継続

・「時刻表・路線図・利用ガイド」
・質く上手な交通の組合せを啓発
(組合せのモデルケースも掲載)
・町内公共交通を全て網羅
・公共施設や食・宿・生鮮店舗の
マップも掲載

・各交通モードの車両や乗り方・運
賃等を写真や図を用いて案内
・乗り継ぎメモとして使える「私の時
刻表(名刺サイズ)」も掲載

時刻表掲載ページ→ <http://www.city.aioi.lg.jp/keikaku/01.html>

継続

【共通回数乗車券の発行】
・10枚価格で1枚購入でき、町内の全ての
公共交通で使用可能
50円券は、子ども運賃の支払いに便利！
200円券は、循環バスの運賃の支払いに便利！
300円券は、デマンドバスの運賃の支払いに便利！
3種類の券を1枚ずつ使用すれば、ハイヤー初乗り
運賃550円になるので便利！

継続

⇒人口減少にありながらも、単一
交通モード利用者を他モードにも
利用流動化させ、奪い合いで
ない全体の活性化に期待
⇒「ポイントあひら」との連携開始
共通回数乗車券購入額の
10%をポイントあひらで3元

継続

▶ノーマイカー運動

(町全体の取組み・町役場での取組み)

継続

①JR室蘭線で行こう！うまかもまつり
・安平町最大の祭り「うまかもまつり」に、鉄道に乗つて
参加する方に対してもつり出店商品券を配布
⇒鉄道の利用促進(循環バスは休日運休)、まつり増
客に期待(R4は7/2(土)の1日日程の予定)

継続

②免許返納者に対する公共交通の利用支援
(運転免許自主返納者支援事業R1～)
・年間33,000円の共通回数乗車券を交付
⇒「免許返納×公共交通利用促進」の取組み
H28/4人⇒R1/37人⇒R2/33人⇒R3/24人

継続

③ノーマイカーデーの実施(町役場での取組み)
・月1回以上、通勤に公共交通を利用する運動
・札幌や苫小牧、岩見沢への公務出張時は、積極的に
鉄道を利用
⇒町職員が率先して鉄道を利用して、町民等にも利用
を促す呼び水にすることを期待

継続

④鉄道等利用促進活動費助成金
・炭鉄港施設等への4人以上のグループ旅行に助成
文化・交流活動の回復を目指す(臨時事業から変更)
その他、町民団体による駅美化や花植活動などの協働事業、
あひらチャンネル等での利用啓発CM、室蘭線活性化協議による
事業実施(SNS発信等)、JRヘルシーウォーキング等イベント
連携など、多様な連携により利用促進策を展開中。

継続

議事（5）

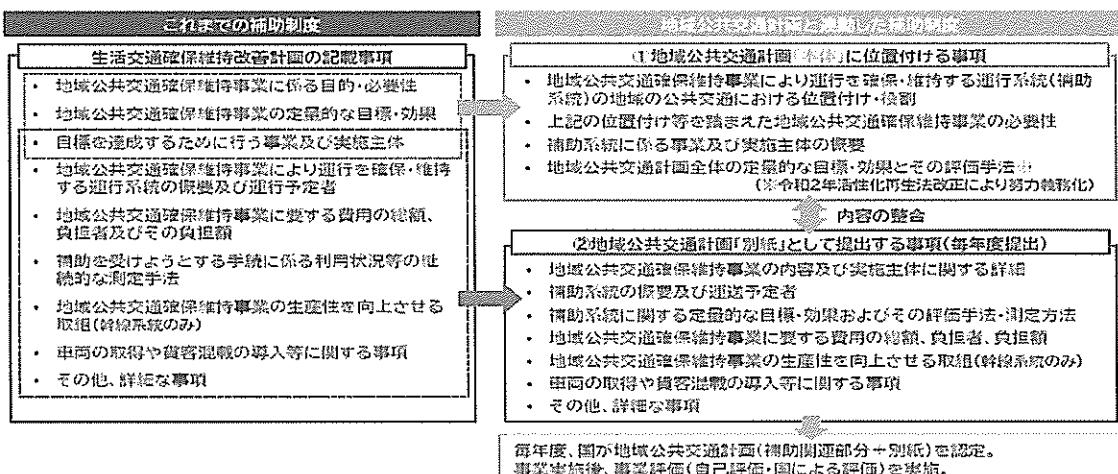
循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について

安平町地域公共交通計画に基づく「循環バス」の維持確保に係る事業計画の策定について、委員の承認を求める。

記

（1）策定目的

地域公共交通の持続可能なサービス提供に向けた取組を支援する国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、循環バスの維持確保を図るために必要な事項等を計画として定めるものです。このたびの法改正等に伴い、地域公共交通計画に加え、その別紙として当該事業計画を策定します。なお今回は、令和5年補助年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日）を含む向こう3か年にわたる計画となります。



（2）計画内容

- ① 平日の週5日間、遠浅～早来～安平～追分の4地区を1日10便運行する計画とします。（前年度計画から便数の変更はなし）
- ② 計画の変更点としましては、地域公共交通計画及び住民要望に基づき計画期間内に自由乗降区間の拡充等を予定します。
- ③ 数値目標については、このたびの地域公共交通計画の策定を踏まえ、同計画書に掲載している目標値(P84)及び目標達成に必要な施策・事業(P68～P82)と整合性をとって作成しています。

（3）その他

この計画書は、毎年6月末までに当会議の承認を受けたうえで北海道運輸局に提出し認定を受ける必要があります。本日同意いただいた後、北海道運輸局の点検を受ける中での軽微な修正・変更については事務局に一任いただきたくご了承くださいますようお願いいたします。

なお、補助対象期間終了後は、1月末までに当会議による事業評価を行い、次期（毎年6月）の計画策定に生かすサイクルとなっています。

(案)

令和4年6月9日

(名称) 安平町地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

安平町は、北海道の南西部、胆振管内の東部に位置し、面積は237.1km²、人口約7,300人の軽種馬や酪農などの農業を基幹産業とした過疎地域であり、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で大きな被害を受けたことにより人口減少幅が大きくなつた地域である。その地震の被害はハイヤー事業者や医院、商店の廃業という形でも表れ、新型コロナウイルス感染症の影響がこれに追い打ちをかけるような状況に置かれている。

こうした背景を直視し、地域住民にとってより使いやすく持続可能な公共交通を目指して令和4年6月に安平町地域公共交通計画を策定した。この計画を指針に、鉄道、バス、ハイヤー等の移動手段の更なる有効機能、まちづくり計画との連携等による継続的で発展的な地域住民の足を確保し、住みよい環境づくりに取り組んでいるところである。

そのような中、当該地域公共交通確保維持事業により確保を図る「循環バス」は、ニーズとの乖離等の問題点を改善した抜本的な取組として、令和元年度（実績5,026人）から運行を開始し、幹線交通と接続する支線の役割を担っている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年度は3,985人と低迷したもの、住民生活を支え、地域内を回遊交流するために重要な路線としての存在は変わっていない。

以上により、自家用有償旅客運送による「循環バス」を確保維持することが地域にとって必要であることから当該事業計画を策定するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- 「循環バス・デマンドバスの利用者数」を「8,200人/会計年度」以上（直近3か年平均8,283人）とする。
⇒ 令和5補助年度期間（R4.10～R5.9）においても同数を目標とする。
 - 「循環バス・デマンドバスの経常収支率」を「5.0%/会計年度」以上（令和3年度実績4.8%）とする。
⇒ 令和5補助年度期間（R4.10～R5.9）においても同数を目標とする。
 - 「循環バス・デマンドバスに対する町負担割合」を「84%/会計年度」以下（令和元年度実績80.2%※）とする。
⇒ 令和5補助年度期間（R4.10～R5.9）においても同数を目標とする。
- ※直近2か年は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する国からの救済支援額が大きいため、現況値として除外した。

（以上、目標設定に関する詳細は、安平町地域公共交通計画 P84 参照）

(2) 事業の効果

循環バスを維持確保することにより、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統の苫小牧・沼ノ端線やJR室蘭線・石勝線との連携により効率的な運行体系が実現し、町内外者の利用増及び幹線・支線間の相乗効果が期待される。さらには、地域間連携が促され、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・循環バスの自由乗降区間の拡充（安平町、交通事業者等）
 - ・店舗やコミュニティスペース等と連携した待合環境の向上（安平町、商店街等）
 - ・運行ダイヤの見直しなど移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更検討（安平町、交通事業者等）
 - ・循環バスのオープンデータ化を実施し、民間のシステムによる情報発信の促進（安平町、交通事業者等）
 - ・生活交通に主軸を置きつつも観光等における二次交通利用の促進（安平町、交通事業者等）
 - ・あびらチャンネルの活用による情報発信や啓発活動の強化（安平町）
 - ・町内の公共交通で共通して使用でき交通間の利用流動化・活性化を促す乗車券の発行継続（安平町、交通事業者等）
 - ・高齢者や障がい者等に対する福祉交通助成事業、運転免許証自主返納者支援事業継続（安平町）
 - ・住民意見交換会など対話による利用促進活動の実施（安平町、交通事業者、地域住民）
 - ・賢く上手な公共交通の組合せ利用を促す総合時刻表や乗り方ガイド等の提供継続（安平町、交通事業者等）
 - ・行動変容の促進を目指してノーカー運動の実施（安平町、地域住民等）
 - ・駅・停留所の美化活動など町民協働による「私たちの公共交通」意識の醸成（安平町、地域住民、商店街等）
- (以上、安平町地域公共交通計画 P68～P82 参照)
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、車内パーテーション及び消毒液の設置、車内換気の励行（安平町、交通事業者、地域住民）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付（協議会会議資料としては添付省略）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る循環バスについて、その運行に係る費用総額 21,791 千円のうち、安平町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎年、交通事業者等による実績データを把握し、協議会で審議する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホだし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付（協議会会議資料としては添付省略）
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
運行一回当たりの最大乗車想定人数のほか、運行経路の一部が狭いことや車両維持費等を総合的に勘案し、14人乗り小型車両（ワゴン車）を平成30年度に取得し運行している。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ■「循環バス・デマンドバスの利用者数」を「8,200人/会計年度」以上（直近3か年平均8,283人）とする。 ⇒ 令和5補助年度期間（R4.10～R5.9）においても同数を目標とする。
(2) 事業の効果 専用ラッピングが施された新車を導入することによって町民に対する視認性の高さが利用促進に繋がるほか、快適な乗車空間を確保することができる。高齢者や子ども等の生活に必要な移動手段が確保され、幹線・支線のネットワークがこれまで以上に連携することで町民等の交通利便性が高まり、利用者の増加が期待できる。ひいては、外出促進や地域間交流、健康増進が図られ地域の活性化につながるとともに、地域の実情に合った持続可能な公共交通サービスが実現する。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付（協議会会議資料としては添付省略） なお、車両購入経費から国庫補助金を差し引いた差額分を町が負担する。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月7日（令和3年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会/書面開催） 改正活性化再生法に基づく法定協議会の設立 ほか ・令和3年6月25日（令和3年度第2回安平町地域公共交通会議兼協議会） 循環バス等運行実績報告、地域公共交通計画の策定方針・作業工程の共有 ほか ・令和3年1月19日（令和3年度第3回安平町地域公共交通会議兼協議会） 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価、地域公共交通計画の作業進捗共有 (調査結果の報告、骨子案による説明等) ほか ・令和4年3月25日（令和3年度第4回安平町地域公共交通会議兼協議会/書面開催） 循環バスの時刻改正・運行経路変更、地域公共交通計画の素案説明 ほか ・令和4年6月9日（令和4年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会） 循環バス等運行実績報告、地域公共交通計画の策定承認、当該事業計画承認 ほか
19. 利用者等の意見の反映状況
住民アンケート調査、住民意見交換会、乗降実態調査、交通事業者ヒアリングのほか、一般町民からの要望申し入れ等を踏まえた事業計画としている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 安平町早来大町95
(所 属) 安平町政策推進課政策推進グループ
(氏 名) 高橋 克年
(電 話) 0145-22-2751
(e-mail) kikaku@town.abira.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

安平町地域公共交通会議規則（本則部分のみ抜粋）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた協議をするため、安平町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、17人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長が指名する副町長
- (2) 室蘭運輸支局長が指名する職員
- (3) 北海道胆振総合振興局長が指名する職員
- (4) あつまバス株式会社の代表
- (5) 有限会社追分ハイヤーの代表
- (6) 北海道旅客鉄道株式会社の代表が指名する社員
- (7) 地域住民の代表（自治会・町内会連合会、老人クラブ連合会）
- (8) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表
- (9) 道路管理者が指名する職員
- (10) 北海道警察札幌方面苦小牧警察署長が指名する職員
- (11) 学識経験者
- (12) その他交通会議が必要と認める者

（任期）

第4条 交通会議の委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに交通会議の委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3条第1項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 副会長は、第3条第1項第2号に規定する者をもって充てる。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合、その委員の権限を代理する者（以下「代理者」という。）を出席させることができるものとし、代理者を出席せられないときは、議長又は他の委員の中から書面をもって特定し表決を委任することができるものとする。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、交通会議の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 交通会議は、原則としてこれを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。
 - (1) 安平町情報公開条例（平成18年安平町条例第12号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 5 交通会議が必要と認めた場合は、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

（公印の取扱い）

第8条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、安平町において定められている公印の取扱いの例による。

（運営協議会）

第9条 特定非営利活動法人及び社会福祉法人等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地域における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）について、次に掲げる事項を協議するため、安平町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- (1) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性についての意見の集約
- (2) 福祉有償運送及び過疎地有償運送を行う場合の安全性の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策
- (3) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の許可及び更新の申請内容
- (4) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正な実施
- (5) その他福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し必要と認められる事項

（運営協議会の構成員、会議等）

第10条 運営協議会の委員は、第3条に規定する交通会議の委員をもって充てる。

- 2 運営協議会に会長及び副会長を置き、交通会議の会長及び副会長が兼務する。

- 3 第5条第4項及び第5項、第6条並びに第7条の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「交通会議」とあるのは、「運営協議会」と読み替えるものとする。

（交通会議への報告）

第11条 運営協議会が調整した事項に係る交通会議に対する報告は、運営協議会における議決をもって行われたものとみなす。

（庶務）

第12条 交通会議の庶務は、政策推進課において処理する。ただし、運営協議会の庶務のうち福祉有償運送に係るものは、健康福祉課において処理する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、交通会議及び運営協議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

安平町地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に必要となる事項を協議及び実施するため、安平町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員及び委員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員の委員17名以内をもって組織する。

- (1) 安平町（副町長）
- (2) 地方運輸局（北海道運輸局室蘭運輸支局）
- (3) 北海道（胆振総合振興局地域創生部）
- (4) 公共交通事業者（あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、北海道旅客鉄道株式会社）
- (5) 地域住民の代表（自治会・町内会連合会、老人クラブ連合会）
- (6) 公共交通事業の従事者（北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会）
- (7) 道路管理者（北海道開発局室蘭開発建設部、胆振総合振興局室蘭建設管理部）
- (8) 公安委員会（苫小牧警察署）
- (9) 学識経験者（苫小牧工業高等専門学校教授）
- (10) その他交通会議が必要と認める者（安平町商工会）

2 協議会の構成員及び委員の選任に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号）を参照するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合、その委員の権限を代理する者（以下「代理者」という。）を出席させることができるものとし、代理者を出席させられないときは、議長又は他の委員の中から書面をもって特定し表決を委任することができるものとする。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した

ものとみなす。

- 5 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる協議については、公開しないことができる。
- 6 緊急を要する場合又は会長が適当と認める場合にあっては、会議の開催に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 7 協議会が必要と認めた場合は、会議に委員以外の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、安平町において定められている公印の取扱いの例による。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、安平町政策推進課に置く。

- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員、第7条第4項及び第7項の規定により会議に出席した者又は第9条に基づく分科会に出席した者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者及び安平町職員又は同日に開催された地域公共交通に関連する会議において報酬及び費用弁償を受けている場合については、この限りでない。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額は、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の地域公共交通会議の例による。

(解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行後最初に委員となる者の任期は、第5条の規定によらず令和4年9月11日までとする。

別表（第10条関係）

公印の名称	用途	形状	寸法	保管責任者
安平町地域公共交通協議会会長の印	会長名をもって発する文書	安平町地域公共交通協議会会長之印	方18ミリメートル	政策推進課長

安平町地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安平町地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、安平町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 規約第11条第2項に規定する事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、安平町政策推進課課長又は参事を、事務局員には、安平町政策推進課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、安平町において定められている文書の取扱いの例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月7日から施行する。

安平町地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安平町地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、安平町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、安平町及び国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(歳入歳出予算区分)

第3条 岁入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れて保管するものとする。

(出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月7日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 岁入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2) 岁出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



安平町地域公共交通計画（案）の概要

～当協議会が中心となつての計画を推進・具現化に向けて、ご審議をお願いします～

計画の概要

これまで当協議会内において素案概要等を用いて検討を進めてまいりました。「安平町地域公共交通計画（案）」をとりまとめました。この計画は、安平町地域公共交通計画（平成29年度～令和3年度）に統く、第2期計画（令和4年度～令和8年度）となります。

安平町における公共交通の最大の課題は、「道、鉄道とハイヤーなど認識しており、道や近隣市町との連携や観光者といった広域の観点も踏まえた異なる利用促進等を図ることはもとより、ハイヤーとデマンドバス、あるいは循環バスをともに機能分担型の交通体系にとどまらない「人の生活を中心とした最適化」という視点から、移動ニーズにあつた柔軟な交通体系への再構築等を検討する」とした「守りと攻めの両輪」により、将来の能力ある地域社会を見据えた便利で利用されるための運営・協働し、計画を具現化していくことが不可欠となります。また、高齢化が進むにつれて公共交通を必要とする量は減少することが想定されることからも、内外の資源を総動員し、役割分担の下で運営側の責任と使う側の責任を果たしていくことが重要になります。この5年間で住民・交通事業者がお互いにとって良い形になるための計画となるよう、ご審議をお願いします。

計画の体系



基本理念　歴史ある鉄路の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す



課題

鉄道の利用を進める方策の検討
⇒町単独のみならず沿線市町や交通事業者間での取組の進化等

おまつりバスの維持による鐵道の補完
⇒連携および接続の強化、利用促進や生産性の向上等

きめ細かなサービスの拡充による循環バス利用者の確保
⇒多様で変化する住民ニーズへの柔軟対応等

デマンドバスの運用改善
⇒交通体系全体の最適化を念頭に置いたサービスの改善等

人手不足に対応したデマンドバスとハイヤーの時間帯別運用
⇒業務改善や人材確保等

運行情報の見える化等、ICT技術の活用による安心感と利便性の向上
⇒急遽に進むデジタル化対応等

ニーズに対応した移動しやすい環境
⇒物心両面の対策、福祉輸送と公共交通の狭間への着目等

インフラとしての納得性の高いサービス提供と自家用車から公共交通への意識改革
⇒認知度向上、誘導策等

環境への配慮、交流・振興
⇒単なる移動手段に留まらない生活交通の延長としての存在価値の向上等

私たちへの影響

施策	基本目標	施策	基本目標	施策	基本目標	施策	基本目標	施策	基本目標	施策	基本目標	施策		
施策① シームレスな公共交通体系の維持による ＝利用促進と機能強化の検討等	基本目標1：幹 幹線の利用促進と維持改善	施策② 関係機関との協議・連携による ＝議論の活発化 ⇒交通事業者間連携、地域間連携等	基本目標2：枝 きめ細かい支線の機能強化	施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した 利便性の高い循環バスへの見直し等 ⇒自由乗降区間の拡充、路線見直し等	基本目標3：葉 自由度の高い町内交通の振興	施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による 強弱のある運行形態への変更 ⇒午前便の増便・午後便の削減、貨客混載等	施策⑤ 事前登録。利用予約など ＝乗車前での組みの改善	基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化	施策⑥ デマンドバスの改善と ＝ハイヤーのすみ分け・補完 ⇒AIの有効活用、運針施設等	施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保の ための継続的な人材確保・資金調達の検討等 ⇒人材のシエアによる地域公共交通の確保等	施策⑧ ICT技術を活用した公共交通の利用促進 ＝スマート予約システムの改善や利活用等	施策⑨ 生活交通を中心とする 観光二次交通への応用 ⇒生活と観光による公共交通の確保等	施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の 運賃制定額制の検討・継続検討等	施策⑪ 町民自らが考へ、協働による意識の醸成 ⇒対話型利用促進、試乗体験ツアーやの検討等
施策① シームレスな公共交通体系の維持による ＝利用促進と機能強化の検討等	基本目標1：幹 幹線の利用促進と維持改善	施策② 関係機関との協議・連携による ＝議論の活発化 ⇒交通事業者間連携、地域間連携等	基本目標2：枝 きめ細かい支線の機能強化	施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した 利便性の高い循環バスへの見直し等 ⇒自由乗降区間の拡充、路線見直し等	基本目標3：葉 自由度の高い町内交通の振興	施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による 強弱のある運行形態への変更 ⇒午前便の増便・午後便の削減、貨客混載等	施策⑤ 事前登録。利用予約など ＝乗車前での組みの改善	基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化	施策⑥ デマンドバスの改善と ＝ハイヤーのすみ分け・補完 ⇒AIの有効活用、運針施設等	施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保の ための継続的な人材確保・資金調達の検討等 ⇒人材のシエアによる地域公共交通の確保等	施策⑧ ICT技術を活用した公共交通の利用促進 ＝スマート予約システムの改善や利活用等	施策⑨ 生活交通を中心とする 観光二次交通への応用 ⇒生活と観光による公共交通の確保等	施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の 運賃制定額制の検討・継続検討等	施策⑪ 町民自らが考へ、協働による意識の醸成 ⇒対話型利用促進、試乗体験ツアーやの検討等
施策① シームレスな公共交通体系の維持による ＝利用促進と機能強化の検討等	基本目標1：幹 幹線の利用促進と維持改善	施策② 関係機関との協議・連携による ＝議論の活発化 ⇒交通事業者間連携、地域間連携等	基本目標2：枝 きめ細かい支線の機能強化	施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した 利便性の高い循環バスへの見直し等 ⇒自由乗降区間の拡充、路線見直し等	基本目標3：葉 自由度の高い町内交通の振興	施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による 強弱のある運行形態への変更 ⇒午前便の増便・午後便の削減、貨客混載等	施策⑤ 事前登録。利用予約など ＝乗車前での組みの改善	基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化	施策⑥ デマンドバスの改善と ＝ハイヤーのすみ分け・補完 ⇒AIの有効活用、運針施設等	施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保の ための継続的な人材確保・資金調達の検討等 ⇒人材のシエアによる地域公共交通の確保等	施策⑧ ICT技術を活用した公共交通の利用促進 ＝スマート予約システムの改善や利活用等	施策⑨ 生活交通を中心とする 観光二次交通への応用 ⇒生活と観光による公共交通の確保等	施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の 運賃制定額制の検討・継続検討等	施策⑪ 町民自らが考へ、協働による意識の醸成 ⇒対話型利用促進、試乗体験ツアーやの検討等
施策① シームレスな公共交通体系の維持による ＝利用促進と機能強化の検討等	基本目標1：幹 幹線の利用促進と維持改善	施策② 関係機関との協議・連携による ＝議論の活発化 ⇒交通事業者間連携、地域間連携等	基本目標2：枝 きめ細かい支線の機能強化	施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した 利便性の高い循環バスへの見直し等 ⇒自由乗降区間の拡充、路線見直し等	基本目標3：葉 自由度の高い町内交通の振興	施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による 強弱のある運行形態への変更 ⇒午前便の増便・午後便の削減、貨客混載等	施策⑤ 事前登録。利用予約など ＝乗車前での組みの改善	基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化	施策⑥ デマンドバスの改善と ＝ハイヤーのすみ分け・補完 ⇒AIの有効活用、運針施設等	施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保の ための継続的な人材確保・資金調達の検討等 ⇒人材のシエアによる地域公共交通の確保等	施策⑧ ICT技術を活用した公共交通の利用促進 ＝スマート予約システムの改善や利活用等	施策⑨ 生活交通を中心とする 観光二次交通への応用 ⇒生活と観光による公共交通の確保等	施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の 運賃制定額制の検討・継続検討等	施策⑪ 町民自らが考へ、協働による意識の醸成 ⇒対話型利用促進、試乗体験ツアーやの検討等

取り組みの例（⇒）は、実施段階で
更なる検討を行いますので確認する
ものではありません。